

告 示

埼玉県告示第千八百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すきっぷ

三 代表者の氏名

小菅 公江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市栄一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童・生徒および障害者手帳を有する普通学級に在籍する児童・生徒およびそれに相当する児童・生徒に対し、放課後や長期休業中も充実した生活を送れる場を保障し、子どもたちが集団生活の中で様々な体験を通して、協調性・社会性を身につけることを目的とする。